

この制度を利用する場合、事前に高齢支援課の窓口で申請する必要があります

おむつの支給とおむつ代の助成

▽対象者

多摩市に住所を有し※①、かつ市内に居住している方※②のうち、ねたきりもしくは、認知機能の低下により、常時失禁等の状態※③が3か月以上継続し、次の1、2のいずれかに該当する方。ただし、介護保険法に基づく介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設に入所している方、生活保護法の規定に基づく保護を受けている方は除きます。

1. 65歳以上の方で、要介護認定度3、4、5を受けている方、若しくは現在医療提供施設に入院をしております介護認定を受けていない方で、要介護認定度3、4、5相当の方
2. 40歳から64歳までの第2号被保険者で、主治医から特定疾病と診断されている方で、要介護認定度3、4、5を受けている方

※①多摩市に住民票があること

※②実際に多摩市内に住んでいること

※③本人に尿意や便意がなく、排泄が常におむつにされている状態

▽内容

在宅でおむつを必要としている方へ定期的に市で指定したおむつ、パッドを支給します。ただし、医療提供施設に入院した場合には、入院中におむつの購入に要した費用の一部を助成します。

※月の一日に在宅の場合は現物支給、入院している場合は現金助成になりますので、現物か現金かを選ぶことはできません。

なお、認定者が対象者要件に該当しなくなった場合、おむつの支給とおむつ代の助成は廃止となります。

▽支給や助成開始月

支給や助成は申請後、決定の翌月から開始されます。それ以前のおむつの購入代金や入院時のおむつ代は、助成の対象とはなりません。

(例) 8月に申請→9月から配達または9月入院分から代金助成が受けられます。

▽助成費用

○現物支給または貸与 8,000円/月を限度(1割は自己負担金あり)

○入院時の購入費助成 7,000円/月を限度(実費の9割を助成)

▽申請時に持参していただくもの

- ・ご本人の介護保険被保険者証

※郵送で申請の場合は、申請書を記入の上、下記にお送りください。

▽問合せ・郵送先

〒206-8666 多摩市関戸 6-12-1

健康福祉部 高齢支援課 地域ケア推進係 TEL 042-338-6846